

# 新規就農者定着支援施設整備事業実施要綱

30 産労農振第 2348 号  
平成 31 年 4 月 1 日  
一部改正 31 産労農振第 2350 号  
令和 2 年 4 月 1 日  
一部改正 3 産労農振第 2611 号  
令和 4 年 4 月 1 日

## 第 1 目的

この要綱は、今後の東京の農業を担うことが期待される新規就農者に対し、就農に必要な施設整備や機械導入等を支援することで、新規就農者の農業経営を早期に安定させることを目的とする。

## 第 2 補助対象事業者

区市町村長

## 第 3 事業実施主体

1 本事業の事業実施主体は、次の者とする。

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の 4 に基づく青年等就農計画の認定を受けた新規就農者（以下「認定新規就農者」という。）。ただし、事業開始時において認定新規就農者でない場合は、事業年度内に認定新規就農者となることが確実であることを記載した申出書（別記様式第 1 号）を補助対象事業者が知事へ提出することで、認定新規就農者と同様に扱うものとする。

2 以下の項目に該当する者は事業実施主体として認めないことがある。

- (1) 地域において不適正な農地利用を行った者
- (2) 過去に国、都道府県、区市町村等からの助成に関し、不正等の事故を起こした者
- (3) 公序良俗に反する行為を行った者
- (4) その他、都が事業実施主体として適切でないと判断する者

## 第 4 新規就農者経営計画

1 事業実施主体は、5 年後を目標とした農業経営の計画として、新規就農者経営計画（別記様式第 2 号）を作成すること。

2 知事が必要と認める場合は、事業効果を確認するために、費用対効果を分析すること。

3 原則として事業費が 30,000 千円を超える場合は、5 年後を目標としたキャッシュフロー計算書を作成すること。ただし、知事が必要と認める場合は、事業費が 30,000 千円に満たない場合でも作成するものとする。

## 第 5 事業内容等

1 補助対象施設は、就農定着に必要な次のものとする。

- (1) 生産施設
- (2) 流通・販売施設
- (3) 畜舎及び畜産関連施設
- (4) 栽培関連施設
- (5) その他就農に必要な施設
- (6) 農畜産業用機械

- (7) 簡易な基盤整備
- 2 補助対象施設のうち、次のものは対象外とする。
- (1) トラック、パーソナルコンピューター等、汎用性のある機械など
  - (2) 法定耐用年数が5年未満のもの
  - (3) 1施設、1機械、1基盤整備当たりの事業費が20万円未満のもの
  - (4) 費用対効果が十分でないもの
  - (5) 消耗品のみで整備又は更新されたもの
  - (6) 食品加工、農産加工、その他加工に関する機械
- 3 補助対象とする施設等は、新品、新設若しくは新築又は中古によるもののほか、既存施設の有効利用等の観点から、地域の実情に照らし適当と認められる場合には、増築、併設等を含むものとする。
- また、地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、直営施行としても差し支えない。その場合は、実施計画の中の施設整備計画を記述する場所に、「(直営)」と明記するものとする。

## 第6 事業費の構成等

- 1 事業費の構成は、原則として別表のとおりとし、単価及び歩掛りは、当該区市町村において定める基準によるなど、地域の実情に即した適正な現地実行単価により算定するものとする。
- また、事業又は施設の規模及び構造は、それぞれの目的に合致するものでなければならない。
- なお、設計費、積算書作成、測量試験費、登記料、各種届出費用等は事業対象経費として認めない。
- 2 事業費の構成内容は、次のとおりである。
- (1) 工事費
 

工事費は、工事(工事に必要な仮設工事を含む。)に要する費用で、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に区分する。それぞれの内容は次のとおりである。

    - ア 直接工事費
 

直接工事費は、労務費、材料費、直接経費等(その他工事の施行に直接必要な費用)であって、以下のイ・ウに掲げるもの以外のものとする。
    - イ 共通仮設費
 

共通仮設費の内容は、次のとおりとする。

      - (ア) 運搬費—機材、建設機械の運搬に要する費用
      - (イ) 準備費—準備片付け、丁張り、伐開等に要する費用
      - (ロ) 事業損失防止施設費—工事施工に伴って発生する騒音、振動等事業損失を未然に防止するために要する費用
      - (ハ) 安全費—交通安全整理等に要する費用
      - (ニ) 役務費—材料置場、電力料金等に要する費用
      - (ホ) 技術管理費—品質・出来高・工程管理に要する費用
      - (ヘ) 営繕費—現場事務所、試験室、労務者輸送など営繕に関する費用
      - (コ) その他—数種目に共通的なその他の仮設費
    - ウ 現場管理費
 

現場管理費は工事現場の管理をするために必要な共通仮設費以外の次の費用とする。

労務管理費、地代、家賃、租税公課、保険料、退職金、福利厚生費 事務用品費、交通費、通信費、補償費、雑費等
---
  - エ 一般管理費
 

一般管理費は、工事施工にあたり企業活動を継続運営するために必要な次の経費とする。

役員報酬、従業員給料手当、退職金、福利厚生費、修繕維持費 事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費 交際費、寄付金、地代、減価償却費、試験研究償却、開発費償却、租税公課 保険料、契約補償費、株配当・役員賞与など付加利益等
---

## (2) 機械器具費

機械器具費は、機械器具の購入費、運搬費又は据付け制作等の費用とする。

## 第7 実施手続

### 1 区市町村実施計画の作成

補助対象事業者は、管内の事業の新規就農者経営計画を取りまとめ、別記様式第3号により区市町村実施計画書を策定の上、事業実施主体の新規就農者経営計画を添えて、別記様式第4号により知事に対して認定を申請するものとする。なお、作成の際は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4に基づき認定を受けた青年等就農計画との整合性に留意するものとする。

### 2 区市町村実施計画の認定

知事は、実施計画書の内容のほか、以下の項目について確認した上で審査した結果、適当と認めた場合は、計画を認定し、補助対象事業者に対してその旨を通知するものとする。

- (1) 認定新規就農者でない場合は、就農定着が確実であることを確認するための5年後を目標とした新規就農経営計画の妥当性
- (2) 事業効果を確認するための費用対効果
- (3) 5年後を目標としたキャッシュフロー計算書

## 第8 実施計画の変更

補助対象事業者は、第7により実施計画の認定を受けた後、次のいずれかに該当した場合は、あらかじめ実施計画変更承認申請書（別記様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 区市町村の農業振興の基本方針の変更
- (2) 事業実施主体が目指す農業経営の就農定着方法の内容の変更
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 実施計画のうち、事業費又は事業量の3割を超える変更
- (5) その他知事が特に必要と認める場合

## 第9 事業の着工

事業の着工（機械等の発注を含む。）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、実施計画が認定され、かつ地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着工する必要がある場合には、その旨を具体的に明記した補助金交付決定前着工届（別添参考様式を参照）を補助金交付申請書に添付し、あらかじめ事業実施主体が補助対象事業者宛てに届け出るものとし、提出を受けた補助対象事業者は、その必要性を検討の上、知事に届け出るものとする。

なお、補助金交付決定前着工を実施した場合は、補助対象事業者が提出する補助金交付申請書の備考欄に補助金交付決定前着工届の文書番号及び年月日等を記載しておくものとする。

## 第10 報告

- 1 補助対象事業者は、本事業の完了後、実施計画で定めた目標年度の間、別記様式第3号により各年度の区市町村における実施状況をとりまとめ、別記様式第6号をもって、事業実施年度においては完了後速やかに、それ以降は翌年度の5月末日までに知事に報告するものとする。
- 2 前項のほか、補助対象事業者は、知事の求めに応じて、本事業の実施状況を報告するものとする。
- 3 1に定める報告にあたっては、事業目標の進捗状況に応じて、第13の推進指導を行うものとする。

## 第11 整備した施設・機械等の管理運営等

補助対象事業者は、事業実施主体に対し、整備した施設・機械等を常に良好な状態で管理し、

必要に応じて修繕、改修等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するよう指導するものとする。また、整備した施設・機械等については、原則として農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済制度に加入し、農業共済制度の引受対象外の施設・機械等である場合は、被災等に備え、損害保険等へ加入するものとする。

#### 1 管理方法

- (1) 補助対象事業者は、事業実施主体が整備した施設・機械等について、補助金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数表（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号））に相当する期間に準じて処分制限期間を設定させるものとする。
- (2) 補助対象事業者は、事業実施主体に対し、施設・機械等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。

#### 2 災害の報告

補助対象事業者は、事業実施主体が整備した施設・機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに事業実施主体に報告させるものとし、報告を受けた補助対象事業者は、その必要性を検討の上、知事に届け出るものとする。

#### 3 増築等に伴う手続

補助対象事業者は、事業実施主体が整備した施設・機械等の移転、更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼす増築等の変更を当該施設・機械等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ事業実施主体に報告させるものとし、報告を受けた補助対象事業者は、その必要性を検討の上、知事に届け出るものとする。

### 第 12 助成措置

知事は、別に定めるところにより、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

### 第 13 推進指導体制

- 1 補助対象事業者は、実施計画の作成及び本事業の円滑な推進を図るため、行政機関や農業団体等と連携した「地域支援チーム」を設置し、事業の実施前における内容の審査及び実施後における評価等の事業目的を達成するために必要な指導を行うものとする。
- 2 前項において、新規就農者に対する既存支援体制をもって代用することもできるものとする。

### 第 14 他の計画・施策との整合性

都及び区市町村等は、他の計画及び施策を定めるときは、実施計画が達成できるよう十分配慮するものとする。

### 第 15 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

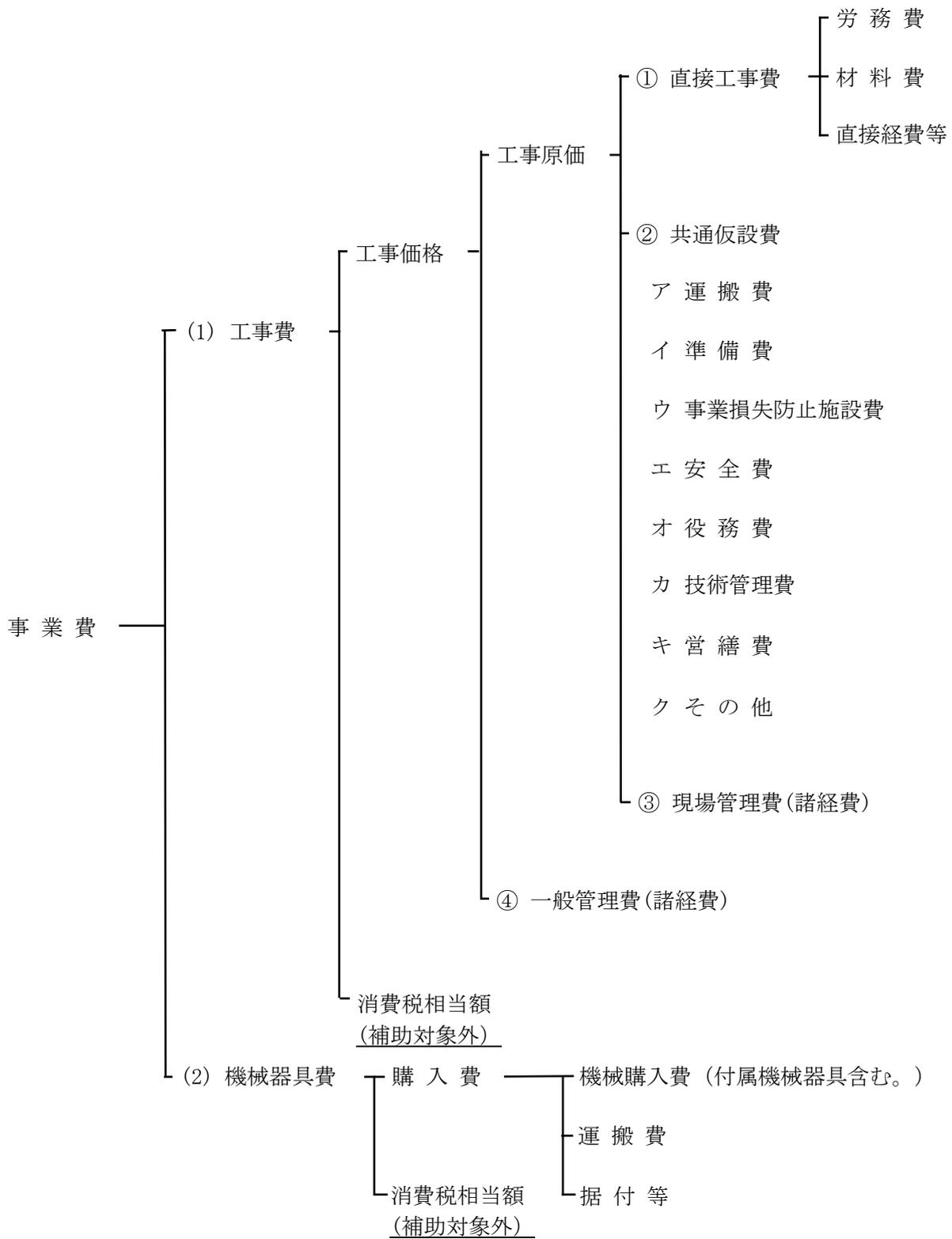
#### 附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

事業費の構成



別記様式第1号（第3関係）

東京都知事 殿

（区市町村長名） \_\_\_\_\_ 印

申 出 書

新規就農者定着支援施設整備事業実施要綱第3の1のただし書に基づき、以下のとおり申し出ます。

事業実施主体名	
上記事業実施主体は、事業実施年度内に認定新規就農者となることが確実であるため認定新規就農者と同様に取り扱っていただきたい。	
申出理由	

注 青年等就農計画（案）を添付すること。

## 新規就農者経営計画

年 月 日

住 所  
氏 名

(印)

年 月 日生 ( 歳)

就農年月日	年 月 日	青年等就農計画 認定年月日	年 月 日認定 ( 予定 )
-------	-------	------------------	-------------------

①計画期間	年度～ 年度 ( 5年間)			
②農業経営の現状 (経営を開始していない場合は、農業研修等実績)				
③農業経営の目標				
④-1 農業経営規模の概要 (区市町村名・経営農地面積)		所在地 (区市町村名)	現状 (a)	目標 (a)
	所有地			
	借入地			
④-2 補助事業の導入実績				
④-3 その他特記事項				



⑥ 主な販売先	(あてはまる項目の口にチェックしてください。)	【現 状】			【目 標】			
		<input type="checkbox"/> 市場出荷 (       %)	<input type="checkbox"/> スーパー、量販店 (       %)	<input type="checkbox"/> 共同直売所 (       %)	<input type="checkbox"/> 個人直売所 (       %)	<input type="checkbox"/> 学校給食 (       %)	<input type="checkbox"/> その他 (       %)	<input type="checkbox"/> その他 (       %)
⑦ 施設・機械等の整備	機械・施設名	【現 状】 名称、面積、棟数、台数など			【目 標】 名称、面積、棟数、台数など			
	施設							
	機械							
	その他							
⑧ 農業従事者	農業従事者内訳		【現 状】			【目 標】		
			人数 (人)	年間農業 従事日数 (日)	年間農業 労働時間 (時間)	人数 (人)	年間農業 従事日数 (日)	年間農業 労働時間 (時間)
	家族	本人						
		その他						
	家族以外							
合 計								

⑨施設・機械等の年間利用計画

事業内容及び事業量	月別利用計画											設置場所	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	管理者名

※複数の施設を整備する場合は、施設ごとに記入する。

※栽培期間を一で記入し、出荷期間を口で記入する。

## ⑩添付資料

- 1 一般平面図（事業実施地を明確にする。）
- 2 施設整備位置図、農業機械定置図、基盤整備に関する書類
- 3 申出書（事業実施主体が「見なす者」の場合）
- 4 費用対効果算定表（知事が必要と認める場合に提出するものとする。）
- 5 キャッシュフロー計算書（原則として事業費が30,000千円を超える場合に提出するものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、事業費が30,000千円に満たない場合でも提出するものとする。）
- 6 その他必要な資料
- 7 事業費の根拠（実施設計、見積等）

別記様式第3号（第7関係）

年度 新規就農者定着支援施設整備事業 区市町村実施計画書（実施状況報告書）

番号	事業実施年度	区市町村名	事業実施主体名	青年等就農計画の認定期間	事業実施場所	事業目的	対象作物・畜種等名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費 (円)	補助対象事業費 (円)	負担区分(円)			工期		事業完了年月日	農業共済加入年月日
											都	区市町村	その他	着工年月日	竣工年月日		
				年 月 日 から 年 月 日 まで													
				年 月 日 から 年 月 日 まで													
				年 月 日 から 年 月 日 まで													
				年 月 日 から 年 月 日 まで													
								合計									

※ 変更のある場合、変更部分について二段書きとし、変更前を上段に括弧書きにする。

※ 達成率（単位：％）は、次の計算式により算出することとする。

$$(\text{実績} / \text{計画}) \times 100 \quad (\text{小数点以下切捨て})$$

※ 営農状況は、事業導入による経営改善の効果や改善が進まない理由などを記入する。

※ 実施状況報告の際は、事業完了後の現況や利用状況を撮影した写真整理帳を添付する。

目標達成状況

目標	計画時の数値 (単位:千円)	項目	実施後 1年目	実施後 2年目	実施後 3年目	実施後 4年目	実施後 年目	実施後 年目	目標年度 (年度)
		実績達成率							
		営農状況							
		実績達成率							
		営農状況							
		実績達成率							
		営農状況							
		実績達成率							
		営農状況							

別記様式第4号（第7関係）

（番 号）  
年 月 日

東京都知事 殿

（区市町村長 氏名） 印

新規就農者定着支援施設整備事業実施計画認定申請書

新規就農者定着支援施設整備事業実施要綱（平成31年4月1日付30産労農振第2348号）  
第7の1により、実施計画の認定について新規就農者定着支援施設整備事業実施計画書を添えて申請します。

別記様式第5号（第8関係）

（番 号）  
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（区市町村長 氏名） 印

新規就農者定着支援施設整備事業実施計画変更認定申請書

新規就農者定着支援施設整備事業実施要綱（平成31年4月1日付30産労農振第2348号）第8により、実施計画の変更について新規就農者定着支援施設整備事業実施計画書を添えて申請します。

別記様式第 6 号（第 10 関係）

（番 号）  
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（区市町村長 氏名） 印

年度新規就農者定着支援施設整備事業実績報告書

年度に実施した新規就農者定着支援施設整備事業における 年度の実績について、新規就農者定着支援施設整備事業実施要綱第 10 の 1 の規定により報告します。

記

別紙のとおり

年 月 日

（区市町村長） 殿

（事業実施主体名） 印

年度新規就農者定着支援施設整備事業に係る補助金交付決定前着工届

年度事業に係る下記事業について、別記条件を了承の上、補助金交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 補助金交付申請書年月日
- 4 着工予定年月日
- 5 完了予定年月日
- 6 補助金交付決定前着工を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更は伴わないこと。